

第1回こども誰でも通園制度の本格実施 に向けた検討会における主なご意見

第1回こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会における主なご意見

- 親子通園について、事例集の中でも多々親子通園のことが出ておりまして、やや手引の書きぶりとしごが出てきている。親子通園を利用の条件とするものではありませんとなっているが、それが条件としてかなり浸透してきているところがある。やはり地域子ども・子育て支援事業とのすみ分けをはっきりしなくてはならず、このところはもう少し丁寧に見ていく必要がある。
- 利用時間については、10時間という上限で8年度は進むということは了解しているが、調査研究をしていただき、ここでは一応10時間から20時間という結果が出ているので、この辺りは今後、検討の材料にさせていただく価値があるのではないかと考えている。
- 事例集について、やや書きぶりが、保護者にとっての意義のほうに少し偏っているかなという印象を持っている。もう少し子どもにとっての意義というところを前面に出していただくようなことも必要ではないか。
- こども誰でも通園制度をどのように周知していくのか、また、医療的ケア児や障害児の受入れをどのように実施しているのかが今後の課題と捉えている。
- 事業開始における手続について、定款への記載の整理をしっかりとしてほしい。特に公益事業となったら会計上の手間も少し増えますので、できるならば、もう記載の必要がなしということをしかり言うてもらう、もしくは社会福祉事業としての記載に整理していただくとか、その辺をきちんとしていただけたらと思っている。
- 令和6年度の実施状況について、資料をお示しいただいているが、できればこどもたちが使っている時間、何時から何時の時間が一番多いかという分布図のようなものをいただけると、どの辺がいつも園を使われている中で多いのか、集中しているのかということが分かるので、もしそういう時間を把握しているようであればお示しいただきたい。
- 幼稚園が満3歳からということで3になっていて、3学年あるように見えるのですがけれども、実際には満3歳というのは4学年目になるので、2歳クラスは学年制で、満3歳になってもその年度末まではというのは、僕は何度も言わせてもらっているのですがけれども、やはり検討してほしいというのが1つの課題かなと思っている。
- 親子通園について、地域子育て支援拠点というのは保護者がこどもを連れてくるような場所ということで、ある意味、通常が親子通園のような場所になるが、そこで実施していることと、それから、保育士の配置基準を定めて実施しているこども誰でも通園制度のやり方のところについては、ある一定程度の線引きのようなものも必要ではないか。

第1回こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会における主なご意見

- 研修について、ふだんの忙しさから考えると、ビデオの視聴なども大切。ビデオの視聴だけではなくて、前後にやはりワークブックなどがあって予習できたり、ビデオを視聴した後に上司や主任保育士さんなどとそれに関する話合いができたりとか、上司側もワークブックがあって一緒に深めていくような研修になるといい。また、その地域地域でこども誰でも通園制度をやっているところが情報交換をしたり、地域をつくる、子育ての地域をつくっていくという役割もこの研修にあったらいいのではないかな。
- 私どもの児童発達支援センターが全国で2か所になっている。児童発達支援センターは障害児施策なので、障害のないお子さんが通うということは基本できない制度なのだが、この制度によって、障害のあるこどももないこどもも通えるようになるという、本当にインクルーシブ、共生社会の観点からも非常に画期的な制度。しかし、実施事業所の選定に当たっては、やはり保育所やこども園が優先されるという実態があるようで、こども家庭庁としても、各県などに、このような児童発達支援センターでもこども誰でも通園制度ができるように働きかけていただきたい。
- 現状では無理であっても、やはりこの制度をPDCAで発展させて、できれば外に出られる2か月ぐらいからも受け入れることができるようにということも今後考えていただきたい。
- 年度も、市町村支援の一環として、県内市町村の実施状況や事例の提供等を進めていく方針である。これに伴い、こども家庭庁に対しては、引き続き支援をお願いしたいと考えている。
- 広域利用の調整には、自治体間で一定の時間を要することがある。そのため、来年度から円滑な運用を図るには、広域利用の仕組みについて、早期に制度設計を示していただきたい。
- 本格実施に向けて、やはり障害のあるこどもや病児に関するこのような取りまとめは、私たちとして検討していくべき。
- 都内では鉄道車内のデジタルサイネージにより「誰でも通園制度」が告知されているが、こうした広報に加え、制度の内実にあったPRをさらに進めていただきたい。
- 生後57日からの預かりを可能とするべき。この点については、昨年度も小規模保育協議会から提案している。現在は生後6か月からの利用となっているが、今年5月には生後間もない乳児が死亡する痛ましい事件が2件発生している。いずれもハイリスク家庭として認定されていたわけではなく、孤独な子育ての中で既存の支援の隙間にこぼれ落ちた事例。誰でも通園制度は、こうした事例に対応する手段の一つとなり得る。すべての保育所に義務化する必要はないが、準備が整っている施設においては、生後57日からの利用を妨げるべきではない。親子支援のセーフティーネットとして、より力を発揮できる制度設計が望ましい。

第1回こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会における主なご意見

- 利用時間10時間の上限については、こどもにとっても、保育者にとっても10時間では短過ぎるのではないかと声が多く上がっている。ぜひこども見直していただきたい。
- 実施事業所に関しては、試行的事業において、小規模保育所が自治体内で手を挙げたにもかかわらず対象外とされた事例がある。また、企業主導型保育や一時保育施設も対象外とされている自治体が複数存在する。基準を満たし、意義を感じて実施を希望する事業者が参入できない状況は望ましくない。本格実施に向けては、自治体ごとの運用に左右されることなく、参入を希望する事業者が制度に参加できるよう、国による周知および制度設計を進めるべきである。
- 現状では利用時間の上限が10時間と定められているが、この時間をこどもにとって負担が少なく、制度の効果を最大限に引き出せるよう活用する方法について検討する必要がある。また、保護者に対してその意義を説明することも重要である。さらに、実施地域であるにもかかわらず利用に至っていない家庭に対して、どのように制度利用へ導くかについても検討すべきである。
- 保育の場においては、低年齢児保育に関する専門性の担保が重要である。本事業を保育の概念に含めるか否かについては、今後も議論が必要であるが、本制度が実施される場合は、こどもにとってふさわしい環境であることが前提であると考え。たとえば、0～2歳児の受入れ実績のない園においては、実施園や乳児保育の実践の場から学ぶ取り組みが必要。
- 保護者支援における専門性の構築も重要である。本事業の特徴は、親子を支えることにありと認識している。親子通園を導入する園もあると考えられるが、通園する親子に対して、保護者に寄り添い、子育てのよりどころとして認識されるような専門性の確立が求められる。今後は、その具体的なあり方も含めて、より一層の検討が必要。
- 保護者に対して保育の場の理解を促すことも重要。保育の場に対して様々な印象を持つ保護者がいると考えられるが、これは以前にも述べたように、単なるサービスではなく、こどもの育ちを支えるパートナーであるという認識を持っていただく必要がある。広報においては、そうした文言を盛り込むことで、保育の場への理解を深めていただきたいと考える。
- 一時預かり事業との違いや関係性を明確にすることが重要である。すでに一時預かり事業を実施している施設長からは、「通常保育の保護者から他のこどもを預かることに対して反対意見がある場合、どのように対応すべきか」との質問が寄せられている。こども誰でも通園制度の意義と目的について、保育者、利用保護者、自治体、そして通常保育の保護者を含む施設全体が共通認識を持つことが重要。
- 他の構成員からも指摘があったように、一定の期間が経過すれば、地域内で本制度を実施している施設同士が意見交換や情報共有を行う場を設けることが、本制度のより良い実施につながると考える。

第1回こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会における主なご意見

- 誰でも通園制度の手引等から、本制度の目的としては、第一に「すべてのこどもの育ちを応援すること」、第二に「こどもの良質な成育環境を整備すること」の二点が挙げられる。これらは制度の効果評価を行う上では抽象的すぎる指標であり、これらの目的をより具体的にどのように変化させたいのかという視点からプロセス、ロードマップのようなものをある程度考え始めるべき。
- 0歳児の虐待が社会的養育の分野において大きな課題となっているにもかかわらず、県内の2市において0歳児の受入れ枠が少ないと感じている。これは育児の孤立化を防ぐ観点からも、本事業の意義・目的を十分に説明し、0歳児の受け皿の確保を積極的に啓発・普及していく必要がある。

第1回こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会における主なご意見

- 単価について、上げてもらってはいるが、やはりかなり厳しい状況というのが現実。特に常時職員を抱えている一般型に関しては、非常に厳しい。広島市の例だが、この4月から47園が誰通に取り組んでるが、このうち通年で一定の利用者を受け入れることができる一般型に関しては7園のみ。残りは全て余裕活用型ですので年度後半に向けて入園児が増えていく。それは、年度後半に向けて利用枠が急激に減ってくるということを示している。なぜ一般型ではなく余裕活用型かと聞いたら、やはり専任職員を通年で抱えるのはこの単価では厳しいという意見がほとんどだった。誰でもいつでも利用できるという環境を整えるためには、やはり一般型をもっと増やしていかないとはいえないと考えており、そのためにも、基本分の単価を設けるなどしていただきたい。
- 単価について、質の向上の観点から、今、保育士が半分でいいというところを、全て保育士で賄っているところには加算などの措置を設けてほしい。
- 補助金について、月ごとの基礎的な補助というのを横浜市が特別にしている。そういったものがないとなかなか組みにくいところがあるので、これまで以上の公定価格の拡充をお願いする。それによって、前後の面談フォロー、そういったようなところもしっかりとやれるのではないかな。
- 利用者から頂く金額が1時間300円、標準というふうに示されているが、これはかなりこれから金額が事業者によっても市町村によっても変わってくる可能性がある。その際、広域利用というのを進めていくに当たって、安価な近隣の市町村に利用が集中するということがないのか、そういったことも検討が必要ではない。横浜市は定期利用をマストにしており、自由利用を認めていないが、実施してみて、やはりいろいろな理由で欠席になるということが、お子さんの年齢も小さいことからたくさんある。その場合、ほかの方を受け入れることができなくて、とてももったいないような状況。もしかしたら、定期で利用している方については別の曜日に柔軟利用ができるとか、何かそういったようなやり方も検討が必要ではない。
- 財政面について、現場の市町村および事業者からは、今年度の単価では運営が厳しいとの声が寄せられている。特に本事業の対象が0歳から2歳であることから、急な体調不良による当日キャンセルが頻発している。安定的な事業運営を確保し、保育士の雇用が不安定とならないよう、処遇面も考慮した適正な単価設定をお願いしたい。また、本格実施に伴い、都道府県および市町村等の自治体における財政負担が増加することが見込まれる。各自治体および施設が円滑に取り組めるよう、必要な財政措置を講じていただきたい。
- 事前準備や事務作業、通常保育との違いとして、こどもが慣れるまで1対1で対応する場面もある。利用申込みや収入の変動もある中で、1時間当たりの単価のみでは業務全体を十分にカバーできないと考える。本格実施に向けて、単価設定について再度検討を進めていただきたい。

自治体への対応について

第1回こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会における主なご意見

- 都道府県と市町村とのこれからの作業役割について、やはり都道府県によってかなりばらつきがあるということは聞いている。今後、国としては、都道府県に対して、例えばモデル自治体を設定して、そのモデル自治体から、もしくはモデル自治体のモデル園になるかもしれないが、横展開を都道府県の中でしていただくのがよいと考える。
- 例えば需要と供給の率、需給率とか、広報の仕方について、特に母子保健との連携を丁寧にやっていく必要がある。また、要支援家庭についてはこども家庭センターとか、こういうところをしっかりと自治体のほうに展開をお願いするということを国から都道府県に支援していくことが1つ必要ではないか。
- 市町村のほうも、ニーズ量を把握するというのは、これから調査をするということは予算上もできないので、この方法については、母子保健のポピュレーションアプローチをうまく使いながら把握していくということも、具体的に提案していただくのがよい。
- こども誰でも通園制度は、令和8年度以降は全国で実施予定だが、全国にはこどもが極端に少ない、または保育士が確保できないなど、様々な理由で実施困難な自治体が存在するものと想定される。全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援を行うためには、基礎自治体が制度の目的を正しく理解し、利用希望者をしっかりと受け入れることができるよう、より一層の周知が重要であると感じている。また、場合によっては、基礎自治体に対するモデル事業などの支援をするような制度も必要になってくるのではないか。
- 月10時間という時間について、来年から始めるに当たって、まだ取り組んでいない自治体の皆様にとって、その10時間というものがどのように把握されているのか。10時間でなくても、それ以下の時間でもとにかく取り組んでいただくということを進めていくべきなのか、その辺の議論を また皆さんともさせていただければなと思いますが、まずは全ての自治体が取り組むことが重要。
- 市町村でつくっていかないといけない部分でいうと、事業計画、いわゆる確保方策をどうしていくのかということを考えていかないといけない。そうした場合、年度途中でこどもが入ってしまって、 こういう施設が10施設ありますよ、10個やってくれますよというところについて、本当に確保策として市町村が計上していいのかわかるのかどうかというのはちょっと疑問。 実際、高槻市の場合は保育所の定員充足率が100%を超えている。100人定員のところで大体120人まで入れる範疇で弾力的な運用で、一般型の在園児合同みたいな形で、今まで0歳児クラスに大体10人とか11人入っていた。でも、だんだんこどもたちの数が減ってきたので、9人ぴったりしかいないようになる。そうしたら、今まで弾力で2人枠やっていたところを、余裕活用型みたいに年度途中で誰か入ったら、いわゆる給付のほうに回れるということであるのだったら、この分で手を挙げてくれる施設が増える可能性があると思うが、そういうことが検討できないか。

自治体への対応について

第1回こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会における主なご意見

- 「こども誰でも通園制度」を「こどもまんなか」の視点で推進するためには、制度の最前線である基礎自治体を支える広域自治体、すなわち都道府県の役割が極めて重要であり、積極的に推進すべきである。
- 幼稚園を担当する教育委員会部局との連携も重要。今現在、手助けをいただいている受入れの施設、幼保連携型、また幼稚園型を含め、非常に幼稚園の受入れ、お手助けをいただいている。ただ、これは縦割りの話かもしれませんが、公立の幼稚園は教育委員会部局が所管しており、やはり教育委員会部局との連携共有というのがなくては、なかなか足並みをそろえた制度の円滑導入が難しい。
- 現在の状況において、本来に来年4月にすべての制度が開始できるのかについて、非常に不安を感じているところである。その点も含め、今回から加わった都道府県の関係者を含めた全体のムーブメント、すなわち制度の盛り上げをどのように構築していくかが重要である。具体的な制度設計を示しつつ、確実にスタートを切れる体制を整える必要がある。これらの課題については、今年度上半期のうちにしっかりと対応すべきであると考えている。
- 県レベルでの他部局との情報共有が不十分。児童発達支援センターとの連携が最も重要であると考えられるが、愛媛県においては、児童発達支援センターや障害福祉サービス事業者の指定は障害福祉部門の権限であり、指導監査も同部門が担当しているため、子育て支援部門との連携が十分に図られていない状況である。
- さらに、医療的ケア児の受入れに関しても、障害福祉サービスを所管する訪問看護事業者との連携が不可欠である。

第1回こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会における主なご意見

- 総合支援システムについて、使っておられる自治体数がかなり少ないというのが現状。もちろんいろいろな理由があってということだとは思いますが、そもそも10時間という設定を誰通にして、それ以外の時間は一般型の預かり保育を使ってくださいということで進んでいる以上、10時間だけ予約ができて、一般型になったらそれはもう各園に電話をして取ってくださいということではなかなか使いにくい状況がある。今の試行的事業自体でも、利用料金等が市町の負担を入れて安くしているケースであったりとかいろいろなケースがあるのだろうと思うので、全てのケースに対応することは難しいにしても、1つとしては、利用料金の変更が各自治体でできるとか、そのようなことで使える人数が増えていくことが必要。そうでないと、恐らくこのシステムを使わずに、例えば園児管理システムにひもづくような形でシステム開発が進んで、ほかのシステムに載っていくようなことがあると、結局国のほうでなかなか情報収集ができないということに陥るのではないかと。